

# 中土佐町農業委員会 会議事録

## (令和4年度第9回 総会)

1. 開催日時： 令和5年1月31日(火) 午後1時30分 ~ 午後1時45分  
その他を含めると午後2時15分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：

	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫	○	
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
	6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男	○	
	2番	岩崎 憲二	○	
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之	○	
	6番	野村 正幸	○	
	7番	正岡 裕二	○	
	8番	山本 孝志	○	
	合計		15人	0人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)  
その他1 地区委員からの報告及び提案等  
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明  
事務局(書記) 小松 舞

6. 議事参与の制限：

該当あり 第1号議案 有澤 明男委員

- 議長 それでは令和4年度の第9回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思えます。
- 議長 出席委員は15名中15名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので指名をさせて頂きます。5番、政岡直文委員さん。6番、山岡 正治委員さん。よろしくお願ひします。
- 議長 議案に入りたいと思えます。
- 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。
- 議長 第1号議案ですが、中土佐町農業委員会会議規則第11条の規定により、有澤 明男委員は議事に参与することができませんので、申し訳ありませんが、この案件の間、退席して別室にて待機してください。
- 【有澤 明男委員退席】
- 議長 それでは、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の山岡 正治委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 山岡 正治委員 はい、現地はきちんと管理されており、特に問題はないと思えます。
- 議長 これより質疑に入りたいと思えます。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思えます。
- 議長 採決を致します。第1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 議長 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案の1は許可されました。それでは、有澤 明男委員さんをお呼びしてください。
- 【有澤 明男委員着席】
- 議長 有澤 明男委員に申し上げます。全員一致で承認されました。

公開用

令和4年度第9回総会（1月） 議事録

議長

以上をもちまして、令和4年度第9回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員	
署名欄	

その他 1

**地区委員からの報告及び提案等**

農業振興地域の農用地の除外・農地の転用に関する手続きについて

その他 2

**事務局からの諸連絡等**

嵩上げ申請について

遊休農地の利用意向調査について

地域計画について

来月の総会日程の確認

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第9回 総会	第 1 号	令和5年1月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は120日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は9,402㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 <ul style="list-style-type: none"><li>農地の面的利用の分断</li><li>他の農業者の水利の阻害</li><li>地域の営農体系の阻害</li><li>共同防除等の支障</li><li>極端な借賃による借賃市場の暴騰</li></ul>

担当委員： 山岡 正治委員

作成： 事務局 小松 舞